

三 案

四 次

副議長

臨時職員の報酬について、未支給分については、再算定し平成13年6月に本人에게支給した。算定に際しては、臨時職員取扱要綱を熟知し、支給するよう確認した。

印鑑	印鑑	印鑑
平成13年6月 十一日	同	水曜日

○中央児童相談所

- 監査執行年月日 平成13年5月16日
- 監査対象期間 平成12年度
- 指摘事項 臨時職員の給与算定に誤りがあり未支給の資金があった。
- 講じた措置 臨時職員給与の未支給分については、再算定し平成13年6月に本人에게支給した。算定に際しては、臨時職員取扱要綱を熟知し、支給するよう確認した。

○中央児童相談所

- 監査執行年月日 平成13年5月16日
- 監査対象期間 平成12年度
- 指摘事項 公衆電話手数料収入の調定遅延や、電気料の支払い遅延による精算の差額の発生等、財務に関する業務について、いくつか不適切な事務処理があった。
- 講じた措置 調定遅延については、定期的に調定することとした。電気料支払い遅延について、今後は支払日には、確実に銀行へ持ち込むことを徹底することとした。

- また、改善すべき具体的な事項については、早急に改善するとともに、今後は、財務に関する事務のチェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。

○看護大学

- 監査執行年月日 平成13年5月17日
- 監査対象期間 平成12年度

- 指摘事項 黄金前渡精算事務の不備や、備品管理が不適切である等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
- 講じた措置 <黄金前渡精算事務について>

- ① 学会参加負担金の教員の立替払いについて
今後、教員等に周知徹底を図り同様の事態が起こらないようにしたい。
- ② 学会参加負担金の領収書紛失について
本人から領収書紛失の旨の調書を取り、関係書類に添付した。

- <備品管理について>
既に備品が明らかなものについては、備品原簿から削除した。
また、平成13年度から平成14年度にかけて、現有備品と備品原簿との整合性をとる。なお、備品シールが添付されていないものについても、整合性をとるなかで改善する。

<行政財産使用料の算定の誤りについて>
平成13年度使用料については、正規の使用料にて徵収した。
また、改善すべき具体的な事項については、早期に改善するとともに、今後は、適正な事務執行に努めていく。

○岐阜地域振興局健康福祉部（旧甲府保健所）

- 1 監査執行年月日 平成13年6月28日
- 2 監査対象期間 平成12年度
- 3 指摘事項 電気料の支払い遅延により精算による差額が発生していた。
- 4 謙じた措置
 - 1 会計処理方法の改善
 - ①請求書受領後、直ちに支払処理を行う。(平成12年10月以降)
 - ②支払日を支払期限とした日付指定支払い又は緊急払いとする。(平成13年度から)
 - 2 職員への周知・徹底

部内会議・課内会議を通じ、会計事務処理について職員に周知・徹底する。

 - ①会計事務に対する意識の高揚を図る。
 - ②会計処理方法の再点検を行う。

特に納期限の指定された支払について、厳密な点検のうえ会計処理を行う。

 - ③チェック体制の再点検を行う。
 - ④こうした議題を年間計画的に実施する。

この会計処理方法により、以後、支払遅延は生じていない。

2 職員への周知・徹底

部内会議・課内会議を通じ、会計事務処理について職員に周知・徹底する。

- ①会計事務に対する意識の高揚を図る。
- ②会計処理方法の再点検を行う。

特に納期限の指定された支払について、厳密な点検のうえ会計処理を行う。

- ③チェック体制の再点検を行う。
- ④こうした議題を年間計画的に実施する。

3まとめ

今後、こうした事態が発生しないよう、上記再発防止策を徹底していく。

○岐阜地域振興局林務環境部（旧塩山林務事務所）

- 1 監査執行年月日 平成13年7月4日
- 2 監査対象期間 平成12年度
- 3 指摘事項 パンフレット印刷の発注の際、数量、単価を明示しない不適切な諸書により契約していた。
- 4 謙じた措置 現在は、不適切な事務処理がないよう注意とともに山梨県財務規則や同運用通知、地方自治法等を遵守し、適正に執行している。

○東北地域振興局農務部（旧東土地改良事務所）

- 1 監査執行年月日 平成13年7月4日
 - 2 監査対象期間 平成12年度
 - 3 指摘事項 自然保護農業農村整備対策事業費補助金の勝沼町実施分について、補助金の不正受給があった。
 - 4 謙じた措置 農村自然環境保全事業に係る補助金については、次のとおり返還させた。
- | 補助金返還日 | 平成13年6月25日 | 13,500,000円 |
|--------|------------|-------------|
| 加算金納入日 | 平成13年6月28日 | 802,494円 |
- 再発防止について
- 補助事業の適正化を一層図るために、管内15市町村補助金事業担当者会議を開催し、改正県土地改良補助事業検査要綱等について、その趣旨の周知徹底を図った。
- また、事業の進捗状況と完成後の現地確認を確実に行うこととした。

○東北地域振興局石和建設部（旧石和土木事務所）

- 1 監査執行年月日 平成13年7月4日
 - 2 監査対象期間 平成12年度
 - 3 指摘事項 橋梁下部工の工事費の精算に際し、歩掛の適用を誤り過大積算となっていた。
 - 4 謙じた措置 設計書の審査業務に関しては、平成13年度から設計・積算を行いうる際の審査項目等を取りまとめた「事業執行における設計書の作成及び照査について」(平成13年3月29日通知)を定め設計書のチェック体制の強化を図ったところである。
- また、土木部関係の所属長会議において指導された「設計書のチェック体制の徹底とミスの未然防止の体制強化」を受け、チェック体制の見直しについては、計画、設計積算、施工管理等の段階ごとに複数の者による検討並びにチェックを行うこととし、ミスを未然に防止する体制を強化した。
- 今後も、事業実施にあたっては、一人一人の役割分担を確認し、さらに適正な執行に向け慎重を期していきたい。

○東北地域振興局林務環境部（旧飯沢林務事務所）

- 1 監査執行年月日 平成13年7月10日
- 2 監査対象期間 平成12年度
- 3 指摘事項 林道整修工事で資材を県費で負担し、工事は業者に無償で請け負わせていた。
- 4 謙じた措置 急務を要する緊急な補修について、路面整地資材、敷砂利などの原材料を県が支給し、労務は業者が提供して実施したものであ

った。

今年度においては、これらの施工において労働を要する場合は、設計書を作成し、契約の上、適正な執行をしている。

○岐南地域振興局市川建設部（旧市川土木事務所）

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 7 月 10 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指摘事項 契約書の作成手続きが不適正なものや、工事費の積算誤り等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
- 4 謙じた措置 改善すべき具体的な事項については、早急に改善するとともに、今後は、技術力の向上と財務に関する事務のチェックの強化を図り、適正な事務執行に努める。

○岐南地域振興局身延建設部（旧身延土木事務所）

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 7 月 10 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指摘事項 予定価格調書作成に関し、見積額の積算が不明確なもの等、いくつか不適切な処理があった。
- 4 謙じた措置 予定価格の見落額の積算については、根拠法令等を遵守し明確な積算を行うとともに、適正な財務事務の執行が行えるよう部門内のチェック体制の強化に努める。

○富士北麓・東部地域振興局大月建設部（旧大月土木事務所）

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 7 月 24 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指摘事項 予定価格調書の作成手続きが不適正なものや、工事費の積算誤り等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
- 4 謙じた措置 ①予定価格調書の作成漏れについては、チェック体制が不十分であつたため発生したものであり、今後は更に厳密な審査を行う。
②設計書の審査業務に関しては、「事業執行における設計書の作成及び照査について」を定め、平成 13 年度からチェック体制の強化を図ったところである。
③財務に関する事務についても、チェックを強化し、適正な事務執行に努める。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番